

参 考

## 新宿区自治基本条例制定の取組み

(広報しんじゅく 平成 22 年 10 月 25 日号の記事から抜粋)

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

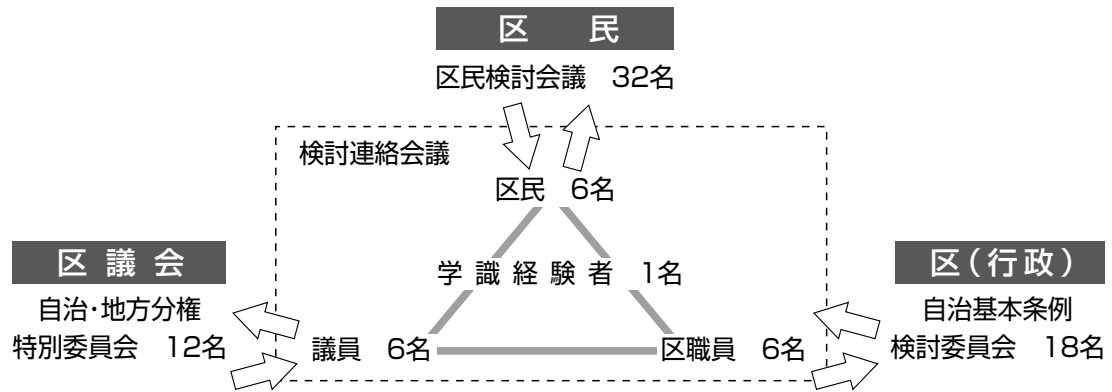
区では、基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、これまで3年間、新宿区自治基本条例の制定に取り組んできました。

8月26日には、新宿区自治基本条例検討連絡会議(以下「検討連絡会議」という。下図)から区長・区議会議長に条例案が提出されました。条例素案をもとに条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会に議案として提出した結果、10月14日賛成多数で可決されました。

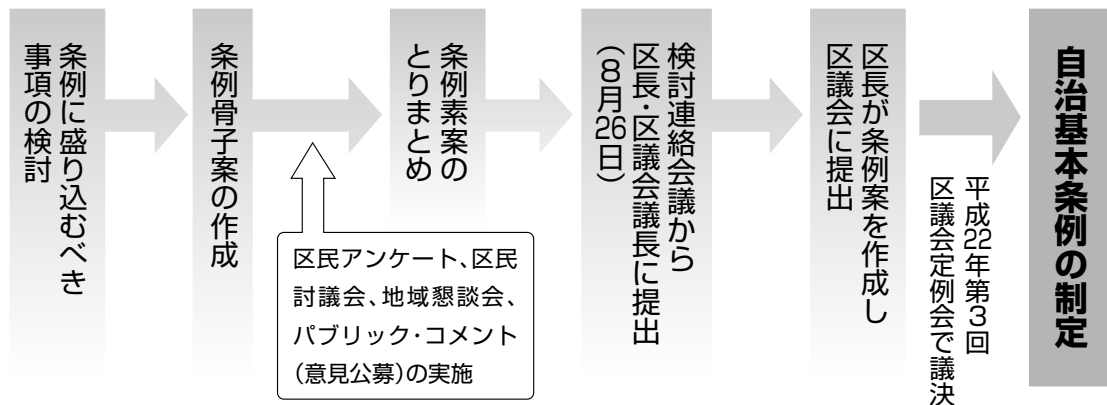
自治基本条例の制定にあたっては、区民・区議会・区(行政)の3者の代表である18名の委員と学識経験者1名の計19名で構成される検討連絡会議を平成19年11月に設置し、これまで40回を超える会議を重ねてきました。

また、広く区民の意見を聞くために、区民アンケートや区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメント等を実施し、検討連絡会議が条例素案を取りまとめました。

検討連絡会議の構成



自治基本条例制定までの流れ



## 新宿区自治基本条例逐条解説

■発行日：平成22年11月

■編集・発行：新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町1-4-1  
TEL03-5273-3502（直通）

印刷作成番号 2010-13-2101